平成３０年度　第２回千代田区公契約審議会　議事概要

開催日時 及び場所	平成３０年１２月２０日（木）午後２時～３時３０分 千代田区役所８階　第三委員会室
出席委員	松江仁美　　会　長 小谷 富士子　　副会長 石井千寿　　委　員 市川光一　　委　員 田中英二　　委　員 長谷部 康幸　　委　員
審議案件	平成 31 年度　賃金下限額等について
審議内容	事務局より以下の点を説明 〇第１回目の議事概要について 〇賃金下限額の設定について
審議内容に係る意見等	〇第１回目の議事概要について ・賃金下限額、適用従事者、社会保険の加入報告については、おおむね了承された。本日は、条例の対象範囲と適用労働者及び付帯意見について議論のうえ答申したい。(会長) 〇条例の対象範囲について ・工事下限額の基礎となっている設計労務単価には社会保険加入対策分を含めた熟練・非熟練賃金の平均となっており、非熟練者の賃金はこれより低くなっている。８７％に決まった場合には、全員にそれを超える賃金を払うことになるので、今後対象範囲を拡げていくときにはそのあたりも慎重に考えていく必要がある。（委員） ・熟練・非熟練の線引きが難しいので、これまで設計労務単価を基準に設定しているが、他の指標があれば見直すこととする。（会長） ・平成 31 年度は、休日が例年に比べて増加する。所定労働時間が短くなるので残業代の単価を見直すが、年度による休日に伴う労働時間の変動は行わないのか。（副会長）→新たな休日が制定されない限り休日数は固定したい。（事務局） ・休日数は便宜上のものなので固定でもよいが、労働時間が大きく違うようであれば改めて検討する。（会長） ・清掃労働者は、臨時・パートがほとんどという実態である。求人の募集賃金はもっと高いので、実態と少し違うことが気になる。また、休日もカレンダーからわかるので、実態に合わせた時間数で計算するほうが良いのではないか。（委員）

	・賃金の設定や休日の考え方について、変動要素があることを念頭に今後の課題とする。（会長） 〇賃金下限額の設定について [工事等請負契約] ・今後９０％を目指すとし、３１年度は設計労務単価の８７％とすることで合意としたい。（会長） [委託契約・指定管理協定] ・事務局の説明に反対はないため、３１年度は、事務局案を審議会での合意としたい。（会長） ＜事務局案＞ [工事等請負契約] ・公共工事設計労務単価の８７％ [委託契約・指定管理協定] ・区職員給与を勘案し、１時間あたり１，０７７円 ・一定の職種について、職種別賃金下限額を設定。
付帯意見について	[工期の設定について] ・工期が厳しいとの声もあるので、適正な工期の設定について付帯意見に取り入れてほしい。（委員） ・週休２日が可能な工期の設定が必要である。（委員） [予定価格の設定について] ・元請けだけでなく、下請けも含めて適正価格で受注できるよう、予定価格の積算をしてほしい。（委員） [制度の周知について] ・外国人向けに多言語の周知カードがあるとよい。（副会長） ・英語以外を母国語とする外国人労働者の実態を調査し、雇用する事業者も支援できるような周知方法を検討してもらいたい。（委員） [入札・契約制度の見直しについて] ・都の最低制限価格が引き上げられている状況等を踏まえ、賃金下限額と合わせえて入札制度についても検討してほしい。（委員） [指定管理協定の賃金下限額について] ・指定管理協定では、協定締結時の賃金下限額が期間満了まで継続するので、期間途中で最低賃金が賃金下限額を上回ってしまう。業務委託と同様に、毎年最新の賃金下限額を適用するよう見直す趣旨の事務局案を付帯意見に載せることを了承する。（委員）